

令和7年8月1日

蝶理健康保険組合 加入者のみなさまへ

蝶理健康保険組合

傷病手当金付加金および延長傷病手当金付加金の廃止について

令和7年7月18日に開催した第143回会組合会において標記の件が議決されましたのでお知らせします。

記

廃止する当健康保険組合の付加金

傷病手当金付加金	休業1日につき標準報酬日額の11/60を最長1年6ヵ月間支給。
延長傷病手当金付加金	休業1日につき標準報酬日額の60%に相当する額を法定の傷病手当金給付満了後さらに1年間支給。

(参考) 法定給付

傷病手当金	被保険者が業務外の病気やけがの治療のため仕事を休み、給料等が支給されない場合に支給。 休業1日につき標準報酬月額平均額÷30(※)×2/3相当額を通算1年6ヶ月間支給。 (※)標準報酬日額
-------	--

1. 廃止日

令和8年1月1日

2. 廃止の理由

付加給付制度は各健保組合独自の給付ですが、厚生労働省から示された「健康保険組合事業運営基準及び指針」により、組合の財政状況、受診（受給）する者としての負担の均衡などの事項を充分勘案したうえ実施することとされています。

また現在、傷病手当金付加金は、健康保険組合全体の約3割、延長傷病手当金付加金は約1割しか実施していない制度ですが、休職者の他、退職後の任意継続被保険者となっても受給することができます。

近年の受給者の急増に加え、今後もさらなる増加が見込まれることから、当健康保険組合の持続的な運営を考えるにあたり、他の健康保険組合での実施割合が少ないこの付加給付を継続することが、蝶理健康保険組合として最適かどうかを勘案した結果、付加給付廃止となりました。

3. 廃止の効果

蝶理健康保険組合の年齢構成や近年の医療費の増加を考慮し、適正な給付制度での運営、および広く被保険者の健康に資する事業にシフトすることにより、財政の悪化を早期から予防します

4. 今後の傷病手当金付加金および延長傷病手当金付加金支給について

令和7年12月31日分までの労務に服することができない期間に係る傷病手当金付加金および延長傷病手当金付加金については、廃止日（令和8年1月1日）以降の書類受付であっても支給いたします。

ただし、労務不能であった日ごとに2年を経過すると時効となります。

（経過措置）

令和7年12月31日において傷病手当金付加金の対象となっている方には、令和8年12月31日までの労務に服することができない期間について、引き続き傷病手当金付加金を支給いたします。

令和7年12月31日において延長傷病手当金付加金の対象となっている方には、令和8年12月31日までの労務に服することができない期間について、引き続き延長傷病手当金付加金を支給いたします。

5. 健保組合規約の一部変更

傷病手当金付加金および延長傷病手当金付加金の廃止に伴い、下記のとおり規約の一部を変更します。

改正後	改正前
(付加給付) 第56条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 埋葬料付加金 (2) 家族埋葬料付加金 <u>(3) 出産育児一時金付加金</u> <u>(4)～(8) 略</u> <u>第59条 削除</u> <u>第60条 削除</u>	(付加給付) 第56条 この組合が、法第53条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 埋葬料付加金 (2) 家族埋葬料付加金 <u>(3) 傷病手当金付加金</u> <u>(4) 延長傷病手当金付加金</u> <u>(5) 出産育児一時金付加金</u> <u>(6)～(10) (略)</u> <u>(傷病手当金付加金)</u> <u>第59条 (略)</u> <u>(延長傷病手当金付加金)</u> <u>第60条 (略)</u>

- ・本規約は、令和8年1月1日から改正施行する。

ただし、施行日前の労務に服することができない期間に係る傷病手当金付加金および延長傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

(経過措置)

施行日前において傷病手当金付加金を受給している者については、令和8年12月31日までの労務に服することができない期間に係る傷病手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

施行日前において延長傷病手当金付加金を受給している者については、令和8年12月31日までの労務に服することができない期間に係る延長傷病手当金付加金については、なお従前の例による。

以上